

1 法律上の規定による基準

(1) 興行場法第2条第2項

都道府県知事は、興行場の設置の場所又はその構造設備が都道府県の条例で定める公衆衛生上必要な基準に適合しないと認めるときは、前項の許可を与えないことができる。ただし、この場合においては、都道府県知事は、理由を付した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

(2) 興行場法第3条第1項

営業者は、興行場について、換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置を講じなければならない。

(3) 興行場法第3条第2項

前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。

2 国の運用通達による基準（該当部分）

(1) 旅館業、興行場及び浴場業に対する防火安全対策の徹底について（昭和44年環衛第9072号 記の3）

興行場営業の営業許可に当たっては、当該営業施設について所轄建築行政機関からの検査済証の送付及び所轄消防機関からの消防法令に適合する旨の通知書の送付を受けない間は当該営業の許可はさし控えるものとされたい。

(2) 興行場法第2条、第3条に係る構造設備等の準則について（昭和59年環指第42号）

3 県独自の基準（該当部分）

(1) 鳥取県興行場法施行条例第2条

法第2条第2項の条例で定める設置の場所及び構造設備の基準は、別表第1のとおりとする。

別表第1（第2条関係）

(1) 設置の場所は、換気、防湿等の上で入場者の衛生に支障がないこと。ただし、衛生上の適当な措置が講じられているときは、この限りでない。

(2) ねずみ、昆虫等の侵入を防止することができる金網等の設備が設けられていること。

(3) 清掃及び排水に支障のない構造であること。

(4) 床面積1平方メートル当たり毎時75立方メートル以上の換気能力を有する換気設備が設けられていること。ただし、直接外気に面する窓を適時開放し、かつ、換気孔から常時換気することにより、換気が十分に行われるときは、この限りでない。

(5) 入場者の利用する場所には、床面における照度を150ルクス以上とする機能を有する照明設備が設けられていること。

(6) 観覧室は、食堂、売店等とは、隔壁等により区画されていること。

(7) 次の要件を備える便所を有すること。

ア 男性用大便器が入場者定員600人につき1個以上、男性用小便器及び女性用便器がそれぞれ入場者定員200人につき1個以上設けられていること。

イ 出入口は、直接観覧室に開口しない構造であること。ただし、前室を設けた水洗便所については、この限りでない。

ウ 床は、不浸透性材料(コンクリートその他汚水が浸透しないものをいう。以下同じ。)で作られていること。

エ 内壁は、床面から1メートル以上の高さまで不浸透性材料で作られ、又は腰張りさ

れていること。

オ 流水式手洗設備が設けられていること。

(2) 鳥取県興行場法施行条例第3条

法第3条第2項の条例で定める措置の基準は、別表第2のとおりとする。

別表第2(第3条関係)

(1) 毎日清掃し、衛生上支障がないようにすること。

(2) ねずみ、昆虫等の駆除作業を定期的を実施すること。

(3) 入場者の利用に供する施設設備は、定期的に消毒を行うこと。

(4) 換気設備、照明設備その他入場者の衛生に必要な設備は、定期的に保守点検するとともに、必要に応じて整備補修を行い、常に適正に機能させること。

(5) 観覧室の空気を、次の基準に適合させること。

ア 炭酸ガス濃度は、0.15パーセント以下であること。

イ 浮遊粉じん量は、1立方メートル当たり0.2ミリグラム以下であること。

ウ 5分間開放の平板培養法で測定した空中落下細菌(生菌に限る。)の数は、座面で30個以下であること。

(6) 観覧室の明るさは、興行中においても、床面で照度1.5ルクス以上とすること。

(3) 鳥取県興行場法施行条例第4条

知事は、やむを得ない事由により前2条に規定する基準により難しいと認められる興行場については、入場者の衛生上支障のない範囲において、当該基準の一部を緩和し、又は適用しないことができる。

(4) 鳥取県興行場法施行細則第2条

法第2条の許可を受けようとする者は、様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。

(5) 鳥取県興行場法施行条例及び鳥取県興行場法施行細則の施行について(昭和59年発衛第170号)

鳥取県興行場法施行条例解釈について 第4

鳥取県興行場法施行細則解釈について 第4の1

(6) 既設の建築物を使用するの臨時興行場及び仮設興行場の取扱いについて(昭和56年発衛第51号)

(7) 営業許可における関係法令についての事前指導の取扱いについて(昭和48年発衛第58号)